

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県保健所条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（保健医療政策課）

一 趣旨

川口市が中核市に移行し、保健所を設置することに伴い、埼玉県川口保健所の名称等を変更するための改正

二 内容

(一) 名称の変更

改正前 埼玉県川口保健所

改正後 埼玉県南部保健所

(二) 所管区域の変更

改正前 川口市、蕨市、戸田市

改正後 蕨市、戸田市

三 施行期日等

(一) 施行期日

平成三十年四月一日

(二) 条例の一部改正

埼玉県感染症診査協議会条例の一部改正